

環境・衛生



資源ごみ収集と廃棄物減量等推進員

毎月1回実施の資源ごみの円滑な収集は、各地区推進員の方々のご協力があつてこそ成り立っています。

推進員の方々に必要以上のご負担をかけないよう、分別と出し方のルールを必ず守つてください。

問合先 環境衛生課

☎ 444-3132
FAX 443-3555

害虫等の駆除はどこへ

市では私有地にかかる害虫等の駆除を行つていません。害虫等でお困りの場合は、次の窓口までご相談ください。

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

☎ 452-7122

※平日、午前10時から午後4時までです。

※業者への駆除依頼は有料です。

問合先 環境衛生課

☎ 444-3132
FAX 443-3555

問合先 環境衛生課



FAX 443-3555

問合先 環境衛生課

※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。

事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、

一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴つて排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。

事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。

●販売店舗等、取扱い業者へ処分を

ご相談ください。

●県の産業廃棄物収集運搬許可業者

へ処分をご相談ください。

②事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(ひずれもりサイクルできないごみ)

●市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

あわせてご参考ください

- 冊子「令和2年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ

収集できないごみ

・市公式ウェブサイト(トップページ→ごみ→事業系のごみ等の処分)

→ごみ→事業系のごみとリサイクル→ごみ→事業系のごみは、廃棄物再

生事業者へ処分をご相談ください。

FAX 443-3555

医療廃棄物の処分方法

医療廃棄物とは、医療関係機関等が事業活動や在宅医療等の医療行為に伴つて排出する廃棄物(ごみ)を指します。

脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器、組織等のうち、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着し、またはこれらのおそれのあるものは「感染性廃棄物」といい、数量の多少にかかわらず、市の家庭系ごみ収集には出せません。感染性廃棄物には、次の2種類があります。

●感染性産業廃棄物

医療行為等で廃棄物となつた血液、注射針、レントゲン疋着液等のうち感染性廃棄物である特別管理産業廃棄物

(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あ!マップから抜粋)

名称 木田北屋敷周辺
場所 木田北屋敷
対面通行のできない狭い交差点から、自転車や歩行者が一旦停止をせず、飛び出してくることが多い。自動車を運転中、実際に自転車と接触しそうになつたことがある。スピードを出していなかつたため、接触はしなかつたが、ヒヤリとした気をつけよう。



交通事故の起こりやすい場所～守って安全。知って安心～Vol.54～

差点から、自転車や歩行者が一旦停止をせず、飛び出してくることが多い。自動車を運転中、実際に自転車と接触しそうになつたことがある。スピードを出していなかつたため、接触はしなかつたが、ヒヤリとした気をつけよう。

問合先 安全安心課

☎ 444-0862
FAX 441-8330

交通安全



年末の交通安全県民運動
12月1日火～10日木

12月4日金 午後4時～6時
県内一斉交通大監視

重点項目

夕暮れ時と夜間の交通事故防止と

飲酒運転等の危険運転の根絶

子どもをはじめとする歩行者の安全

と自転車の安全利用の確保

高齢運転者等の安全運転の励行

12月は飲酒運転根絶強調月間です

飲酒運転を四(し)ない運動

・運転するなら酒を

飲まない。

・酒を飲んだら運転

しない。

・運転する人に酒を

すすめない。

・酒を飲んだ人に運転させない。

ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーは、自動車で仲間と飲食店等に行く場合に、お酒を飲まないで、仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

問合先 安全安心課

FAX 444-0862

TEL 444-0862

問合先 安全安心課

FAX 441-8330



自転車のマナーについて

近年、自転車が加害者となる交通事故が全国的に発生しています。事故を起こさないよう、常に自転車の点検を行うとともに、自転車安全利用5則を遵守しましょう。

自転車安全利用5則

①自転車は車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

・飲酒運転、一人乗り、並進の禁止

・夜間はライトを点灯

・交差点での信号遵守と一時停止、

安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

自転車事故により相手方を死傷させた場合に、高額な損害賠償を請求される事例が相次いでいます。事故が起き、損害賠償責任を負ったときの経済的な負担を軽減するため、積極的に自転車保険等に加入します。

愛知県では高齢者の免許人口が全体の20%以上と全国的にも高い割合で、これに比例し高齢ドライバーの交通事故も年々増加しています。高齢者は、加齢による身体機能の低下などで運転時の操作ミスが起こります。最近、「運転が不安になつた」「家族と相談して免許証を返すことになりました」等免許証を返納したい方は、免許証を返納することができます。返納後は安全運転に努めてきた証として、「運転歴証明書」の交付を受けれることがあります（交付には手数料がかかります）。

利用でき、一部タクシー会社の乗車運賃割引等の特典があります。詳しくは、津島警察署交通課までお問い合わせください。

問合先 津島警察署交通課

TEL 0567-24-0110

問合先 安全安心課

FAX 441-8330
TEL 444-0862



運転歴証明書は、身分証として